

学校において予防すべき感染症による出席停止について

学校は児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすこととなります。そのため、次の感染症は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の取り扱いをいたします。御理解のうえ御協力いただきますようお願いいたします。

1 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準について

学校保健安全法施行規則に定められており、出席停止の対象となる感染症は、次のとおりです。

	対象となる感染症	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MARS コロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ・ムンプス)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

※第3種のその他の感染症には、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎などが含まれます。医師の診断を受ける際に「感染拡大の恐れがあるため登校を控える必要があるかどうか」をご確認ください。

2 出席停止の手続きについて

